

今後の水際措置について

(2023 年 4 月 29 日以降順次適用)

2023 年 04 月 28 日

4 月 28 日、新型コロナウイルス感染症に関する今後の水際措置の詳細が公表されました。措置の概要は以下のとおりです。

1. 新型コロナウイルス感染症が「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなる旨公表されたことを踏まえ、4 月 29 日午前 0 時以降、水際措置を以下のとおり変更します。

(1) 全ての入国者に対して、「出国前 72 時間以内に受けた検査の陰性証明書」及び「ワクチンの接種証明書（3 回）」のいずれも提出を求めません。

(2) 中国（香港・マカオを除く）からの直行旅客便での入国者に対して臨時的な措置として現在実施している「サンプル検査」等を、他の国・地域からの入国者と同様の有症状者への入国時検査に変更します。

2. ただし、新型コロナウイルス感染症の有症状の入国者に対して現在実施している入国時検査及び新型コロナウイルス感染症陽性判明時における施設等での療養を 5 月 8 日午前 0 時まで継続し、5 月 8 日午前 0 時に感染症ゲノムサーベイラ

ンスを開始します。

3. 外務省の感染症危険情報については、外務省海外安全ホームページを御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、
「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC 版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)